



埼玉県報

第58号
令和元年(2019年)
11月22日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)

条例

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示(税務課)
- 埼玉県川口地方庁舎ほか16施設で使用する電気に関する入札公告(管財課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(建築安全課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

- (一) 引用している法律の題名の変更
- (二) 引用している条項のずれの整理

三 施行期日

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十四号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第五条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

告示

埼玉県告示第六百九十四号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和元年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五〇〇 リットル	03 I 0009688 03 I 0009688	三	船舶	令和元年八月五日 令和二年一月三十一日
一〇〇 リットル	03 G 095473 03 G 095489	十七	船舶	令和元年八月五日 令和二年一月三十一日
一〇 リットル	03 C 120386 03 C 120350	三十七	船舶	令和元年八月五日 令和二年一月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 茨城県東茨城郡大洗町港中央十二番地五号 株式会社茨城ポートオーソリティ 大洗マリーナ船舶給油取扱所				
埼玉県自動車税事務所		亡失年月日		
		令和元年九月一日		

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか16施設で使用する電気 予定使用電力量1,127,436
キロワット時（電灯797,754キロワット時及び動力329,682キロワット時）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

各需要場所について、令和2年3月の検針日から令和4年3月の検針日の前
日まで（検針日は、仕様書による。）。

(4) 需要場所

埼玉県川口地方庁舎ほか16施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス
テムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は
持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単
価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根
拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給
期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当
該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端
数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額
とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を
入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857
号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立
てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ
る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第
41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 契約の締結日にかかわらず、平成26年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に500,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (8) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）との適合性その他において適当と認められた内容の電気需給約款を使用する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 電話048-830-2613（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
令和元年12月26日（木）午前9時から令和2年1月8日（水）午後5時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年12月26日（木）午前9時から令和2年1月8日（水）午後3時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 令和2年1月9日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和元年12月9日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年12月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office including other 16 facilities of the premises of the Government Office (estimated kwh: 1,127,436kwh (lamp demand: 797,754kwh power demand: 329,682kwh)) .

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 5:00 pm, January 8, 2020

By mail: 3:00 pm, January 8, 2020

In person: 3:00 pm, January 8, 2020

(3) Contact point for more information

Public Property Management Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2613

告示

埼玉県告示第六百九十六号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社上田不動産	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
上田健一			埼玉県草加市長栄一丁目七百七十九番地一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十一月六日

指令越建セ第三〇〇〇二〇一号

二 検査済証番号

令和元年十一月二十日

越建セ第三二三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市都筑区荏田東二丁目一番三十五 サンプラザ荏田五〇六

高橋 菜穂子

告 示

埼玉県選管告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年十一月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	HITOWAケアサービス株式会社 介護付有料老人ホーム イリーゼ西大宮	埼玉県さいたま市西区三橋 六丁目千二百三十五番一